

請願文書表

受理番号	請願4第1号	受理年月日	令和4年11月10日
紹介議員	白川 愛		
件名	重度障害者の就労・修学支援に関する請願		

【請願の趣旨】

常時介護が必要な重度障害者が利用する重度訪問介護は、経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出については利用できないという基準を厚労省が定めた（2006年9月26日厚労省告示523条）。これにより、就労中や大学等の就学中は重度訪問介護が使えないこととされている。しかし、重度訪問介護利用者にも就労や就学を望む者がいることから、厚労省は、重度障害者等就労支援特別事業、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、両事業合わせて「本事業」という。）を創設し、国が50%、都が25%の費用補助を行うこととなった。

本事業は、地域生活支援事業の任意事業であり（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という）77条3項）、「必要な事業」として実施するかどうかは市町村（特別区を含む（地方自治法283条2項）、以下同じ）の判断に委ねられている。現在、目黒区は本事業を実施しておらず、請願者は利用することができない。

重度障害者であっても、地域社会で暮らしていくことは、憲法25条1項で保障されており、また、就労により経済的に自立し自己実現を図ることは重要であり、そのための知識や技術を習得するために大学等に就学することも重要である。特に、昨今のコロナ禍によってリモートワークやリモート講義が普及したことにより、重度障害者が就労・就学することは以前と比べて容易になっている。

障害者基本法3条1号では、「全て障害者は、…経済…の活動に参加する機会が確保されること。」として、障害者が経済活動に参加する機会の確保を義務付けている。そして、本事業の実施の判断を委ねられている目黒区は、基礎自治体の責務として障害者基本法の理念を実現するために、本事業の実施を決定する必要がある。

本事業の実施の費用については、上記のとおり、国が50%、都が25%の費用補助があり、市町村の負担は25%から自己負担分を控除した額となる。もっとも、重度訪問介護の費用についても国と都道府県が75%を負担するため（総合支援法94条、95条）、重度訪問介護を利用している時間が本事業に置き換わる限りにおいては市町村の負担は大きくは変わらない。むしろ、本事業の場合は、障害者雇用納付金制度に基づく助成が優先して適用されるため、その部分の市町村の負担は小さくなる。また、働いて収入を得た場合には、その中から税を納め、所得に応じて上限額の変わる障害福祉サービスの自己負担分を負担することになる。このように、本事業の実施による市町村の財政への影響は本事業を実施しない理由にはならないと考える。

